

給与報告・勧告の仕組みと本年の報告及び勧告のポイント

令和2年11月
秋田県人事委員会

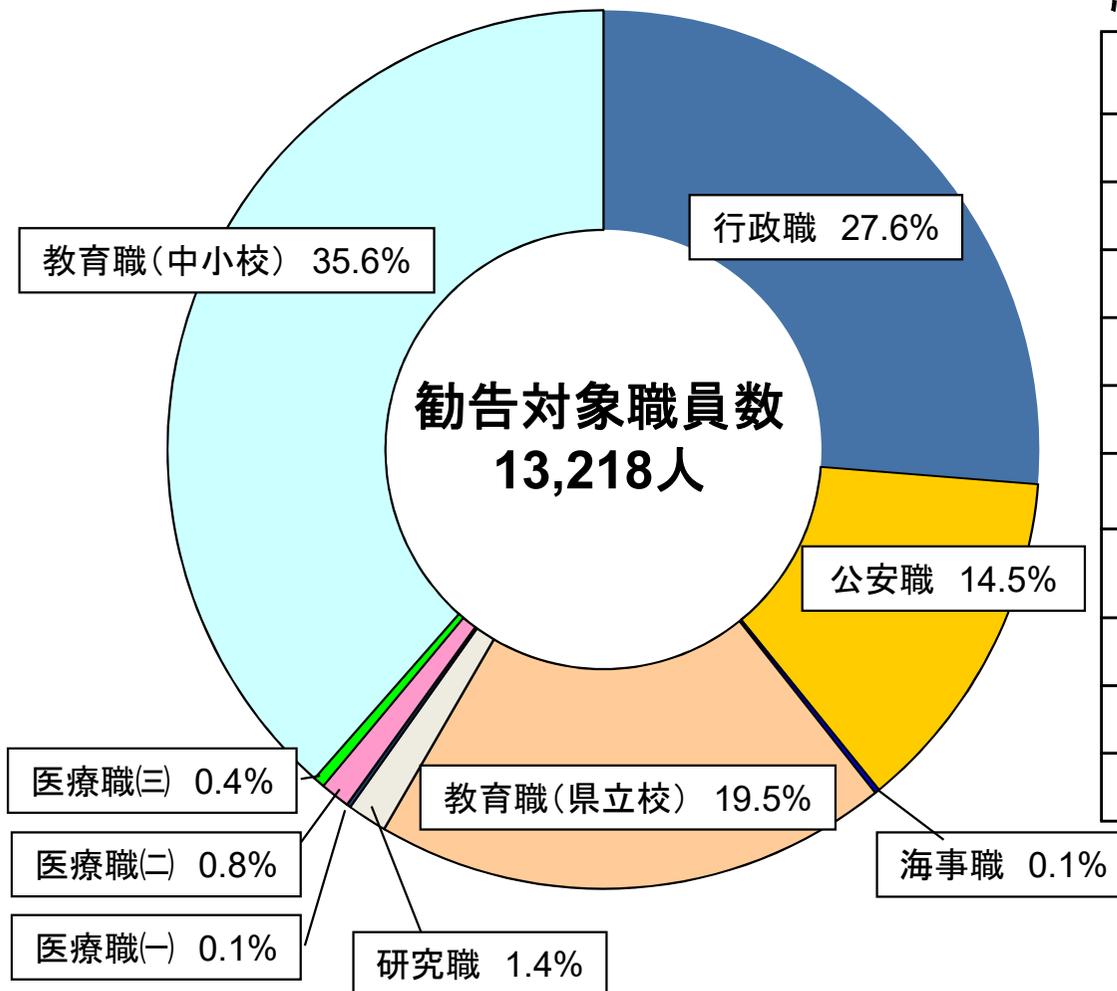
目次

給与報告・勧告の仕組みと本年の報告及び勧告のポイント

	ページ
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 月例給の比較（ラスパイレス方式）	3
④ 民間給与との較差	4
⑤ 本年の報告及び勧告のポイント	5
⑥ 行政職モデル給与例	6
⑦ 最近の給与勧告の状況	7

① 給与勧告の対象職員

令和2年4月1日現在の給与勧告対象職員は、13,218人となっています。このうち一般行政職員は、3,647人で、全体の27.6%を占めています。最も多いのは教職員で、小中高校を合わせると、7,278人、全体の約55.1%と過半数を占めています。

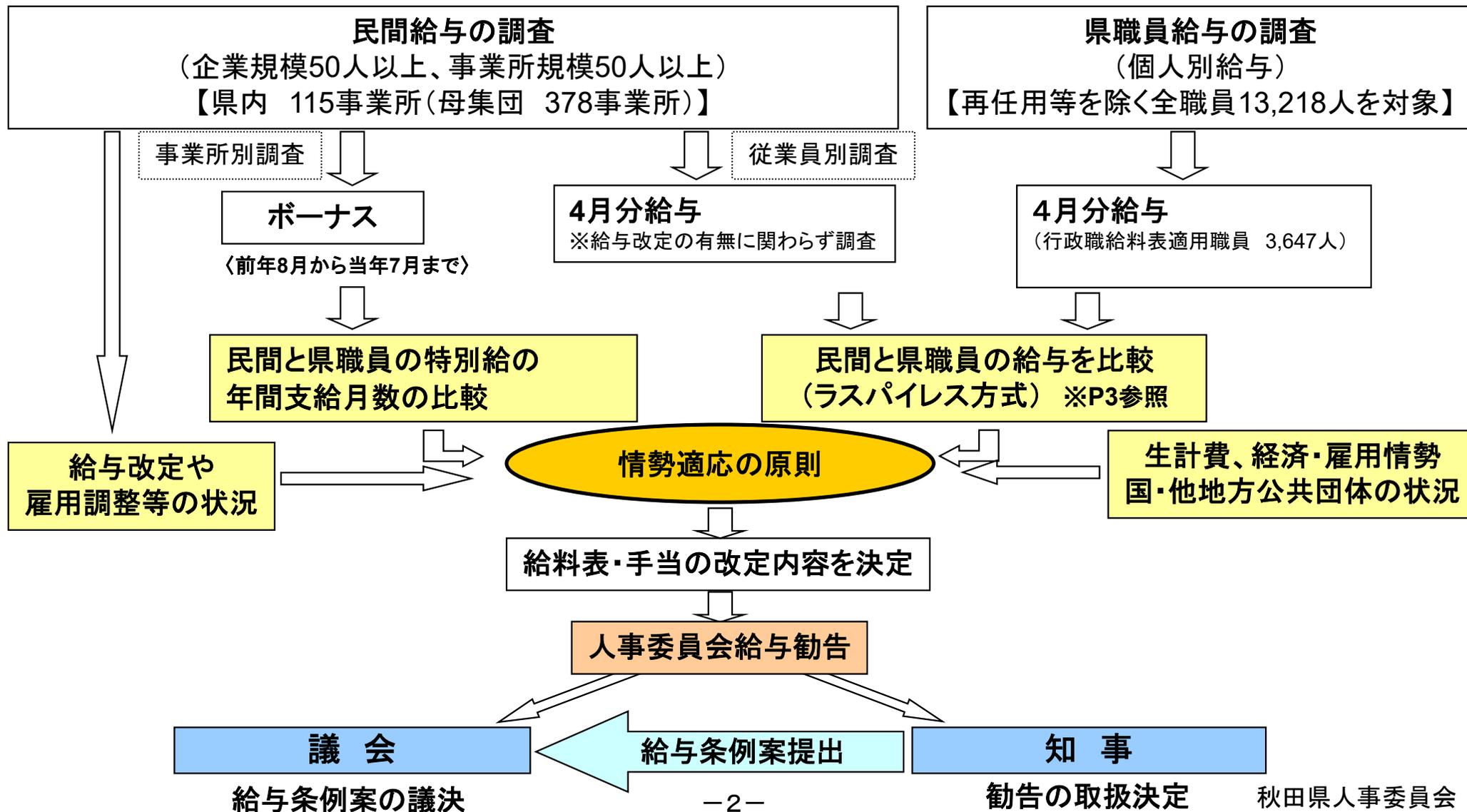


給料表別勧告対象職員数(令和2年4月1日現在)

	職員数(人)	職員の例
行政職	3,647	一般行政職員
公安職	1,920	警察官
海事職	15	船長、航海士
教育職(県立校)	2,573	高校の教員
研究職	189	研究員
医療職(一)	14	医師、歯科医師
医療職(二)	97	獣医師、薬剤師、栄養士
医療職(三)	58	保健師、助産師、看護師
教育職(中小校)	4,705	中学校、小学校の教員
計	13,218	

② 給与勧告の手順

人事委員会では、民間企業の給与と県職員の給与を調査し、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、また、特別給については、民間の過去1年間の特別給(ボーナス)の年間支給割合と県職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数とを合わせることを基本に、他の考慮事項である国や他の地方公共団体の状況などについても総合的に勘案して、勧告を行っています。

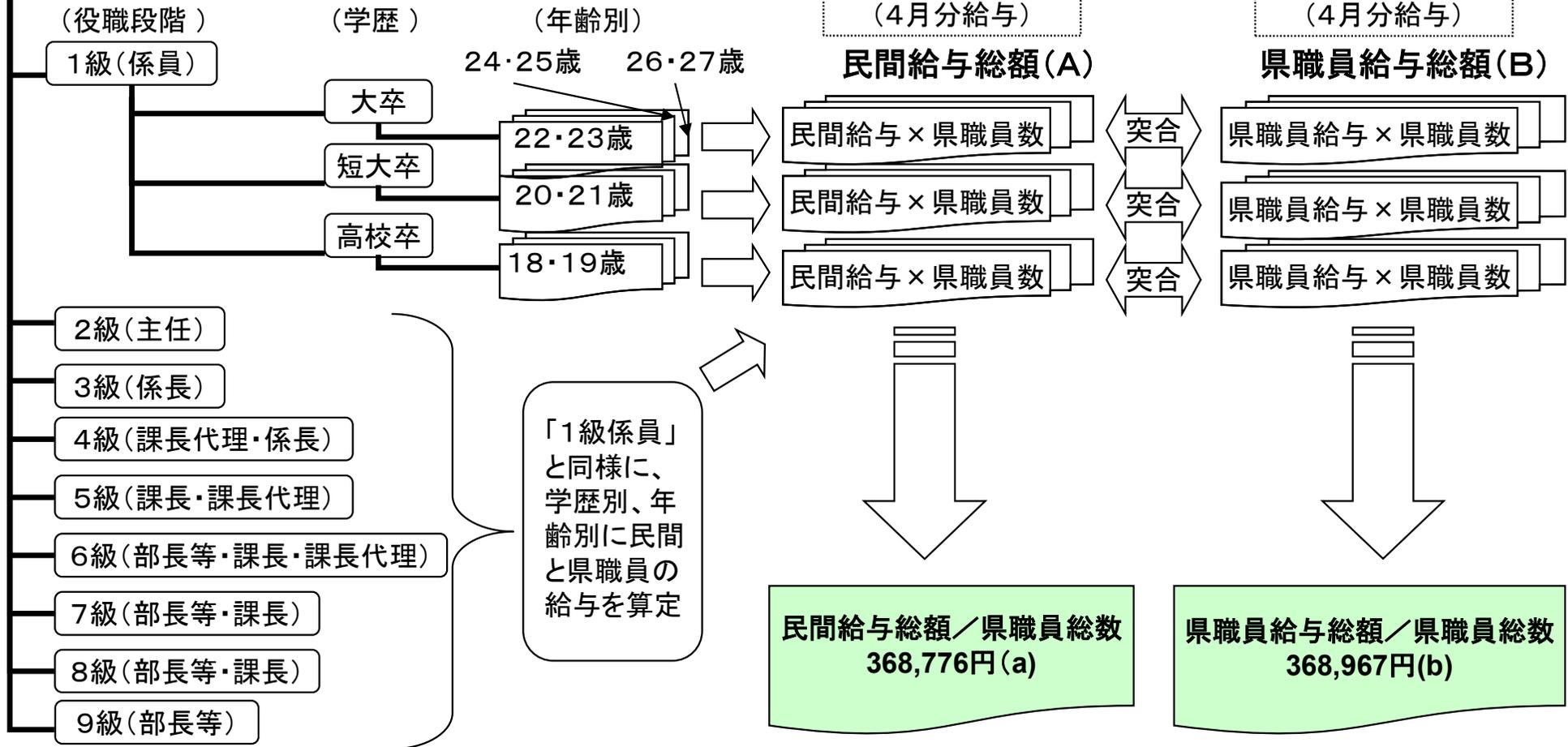


③ 月例給の比較(ラスパイレス方式)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス方式)においては、個々の県職員(※行政職給料表適用職員)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

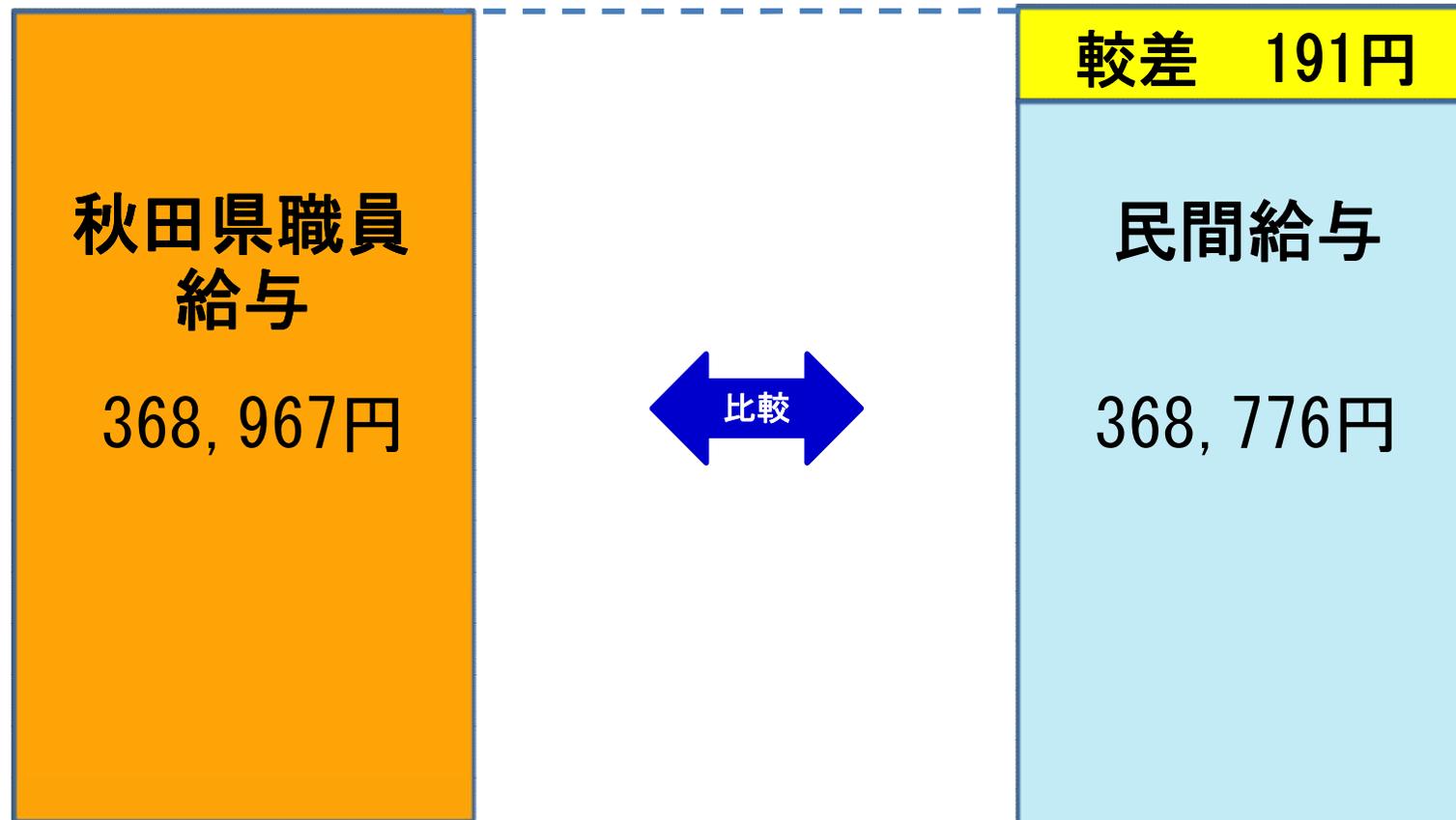
行政職給料表



本年の較差△191円(△0.05%) 算定方法(a)-(b)

④ 民間給与との較差

本年の民間給与との較差は△191円(△0.05%)と小さく、概ね均衡していることから、月例給の改定を行わないことしました。



⑤ 本年の報告及び勧告のポイント

ボーナスを引下げ

○ボーナスを引下げ(△0.05月分)

○月例給の改定なし

本年は、勧告の基礎となる民間給与の実態調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施。先行して調査を実施したボーナスについては、10月22日に勧告・報告、月例給については11月6日に報告を実施。

1 給料表

- ・民間給与との較差 △191円 (△0.05%)
- ・較差が小さく、概ね均衡していることから、給料表の改定なし

2 期末手当・勤勉手当

- ・民間賞与の支給月数 4.29月
- ・民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.30月に改定(現行4.35月)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

⑥ 行政職モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与の増減額
		月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	18歳 (行政職高校卒初任給)	149,610円	2,446,000円	149,610円	2,439,000円	-7,000円
	22歳 (行政職大学卒初任給)	181,928円	2,975,000円	181,928円	2,965,000円	-10,000円
	25歳	199,749円	3,266,000円	199,749円	3,256,000円	-10,000円
主査	35歳	296,301円	4,909,000円	296,301円	4,893,000円	-16,000円
副主幹	45歳	383,188円	6,432,000円	383,188円	6,411,000円	-21,000円
主幹(兼)班長	50歳	392,450円	7,158,000円	392,450円	7,137,000円	-21,000円
本庁課長	55歳	427,789円	8,123,000円	427,789円	8,098,000円	-25,000円
本庁部長	58歳	467,658円	10,000,000円	467,658円	9,967,000円	-33,000円

(注) モデル給与例の「月額」及び「年間給与」は、給料月額、管理職手当及び期末・勤勉手当を基礎に算定。なお、主幹(兼)班長については、管理職手当の区分五種(47,600円)、課長については、三種(70,800円)、部長については、一種(119,900円)として算定。

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者は6,500円又は3,500円、子1人につき10,000円)を支給。(令和2年度)

(参考) 令和2年度の行政職職員(平均年齢42.4歳)の平均年間給与 591万円

⑦ 最近の給与勧告の状況

本年の県職員の給与は、月例給は3年ぶりに据え置き、特別給は7年ぶりに引下げとなりました。

項目 年	月 例 給			特別給(ボーナス)		平均年間給与(行政職)	
	改定額	改定率	主な勧告の内容	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成23年	△1,007円	△0.26%	給料表の引下げ	3.95月	0.05月	3,097円	0.05%
平成24年	—	—	55歳超職員の原則昇給停止	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	—	3.80月	△0.15月 (H26実施)	△57,599円	△1.00%
平成26年	—	—	交通用具使用者に係る通勤手当の引上げ(H27.1実施) 再任用職員に単身赴任手当を支給(H27.4実施)	3.95月	0.15月	55,465円	0.94%
平成27年	922円	0.25%	給料表の引上げ(H27.4実施)	4.05月	0.10月	53,953円	0.91%
平成28年	417円	0.11%	給料表の引上げ(H28.4実施)、扶養手当の見直し(H29.4実施)	4.10月	0.05月	24,981円	0.42%
平成29年	—	—	—	4.15月	0.05月	18,025円	0.31%
平成30年	349円	0.09%	給料表の引上げ、宿日直手当の引上げ(H30.4実施)	4.25月	0.10月	41,538円	0.71%
令和元年	389円	0.11%	給料表の引上げ(H31.4実施)	4.35月	0.10月	42,226円	0.71%
令和2年	—	—	—	4.30月	△0.05月	△18,321円	△0.31%

(注1) 平均年間給与については、給与月額単純平均から推計した年間給与を基に、改定前後の増減額・率を計算したものである。

(注2) 本表は、平成19年～平成22年に実施された給与減額措置、平成23年に実施された期末手当の削減措置、平成24年11月～平成25年6月まで実施された給与減額措置及び平成25年7月～平成26年3月まで実施された国の要請による給与の特例減額措置は反映していない。